

第6章 計画の推進

第1節 推進体制

1 基本的な考え方

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、対象となる事業も広範囲にわたるため、市のみならず地域や民間団体、福祉、保健、医療、介護など、各機関との連携が欠かせません。

そのため、関係機関や市民、地域団体などと連携し、協力体制づくりを進めていきます。

2 各主体の役割及び連携

(1) 市

- 市の関係部局が幅広く連携し、高齢者の視点に立ったまちづくりを推進します。
- 高齢者の自立支援や各種事業の展開を計画的・総合的に進めます。
- 計画の円滑な推進に向けて、関係部局の連携を密にし、目標の実現に努めます。

(2) 地域包括支援センター

- 高齢者の尊厳を守り、地域包括ケアシステムを推進していくために、地域の福祉サービス提供を総合的にバックアップしていきます。
- 身近な総合相談・支援機関として、関係機関や団体との連携を密にしながら機能充実を図ります。

(3) 小郡市社会福祉協議会

- 社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的な存在であり、市が施策を進めるうえでのパートナーです。地域行政との調整役として、今後も協力・連携を図ります。
- 地域に根差した社会福祉法人として各種相談業務、福祉サービスの提供とふれあいネットワーク活動をはじめとした地域の支え合い体制の推進を図ります。

(4) 小郡三井医師会・介護サービス事業所

- 高齢者人口が増加する中で、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の増加が予想されます。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを可能な限り続けることができるよう、小郡三井医師会や介護サービス事業所等と密に連携し、支援体制の充実を図ります。

第2節 計画の進行管理及び点検

本計画の進行状況を把握・管理するために、小都市高齢者福祉計画作成協議会において、高齢者福祉、介護保険の各事業における毎年の実行状況を整理し、計画の進行状況の点検や評価を行います。

その内容は以下の通りです。

- 在宅高齢者福祉サービス、介護サービスの提供状況についての評価
- 質的な観点や地域の保健・医療・福祉の関係者の意見を反映すること

また、次年度以降の計画推進及び施策内容の改善につなげるために、課題の抽出や重点的に取り組む事項などの検討を行い、その結果を毎年度とりまとめ、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

第3節 計画の周知

本計画の内容や小都市の高齢者福祉事業などについて、対象となる高齢者をはじめとして、広く市民に周知していくため、広報誌やホームページなど、さまざまな媒体を活用して、広報・PR活動に取り組みます。

また、地域の組織や各種団体等とも連携し、高齢者が施策や事業内容を十分に理解し、サービスを適正に利用できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。